

(3)元禄6（1693）年 朝鮮人連行後の対応

5月10日、“朝鮮人の米子連行の旨”、“大谷家船頭と朝鮮人の口上書”、“朝鮮人持参の書付3通”を月番老中土屋相模守へ提出し、朝鮮人の竹島渡海の禁止を申し入れる。13日、土屋相模守より朝鮮人の長崎移送と長崎奉行への通知を命じられたが、10日に提出した朝鮮人の口上書と朝鮮人持参の書付は土屋のもとに留め置かれた。15日、江戸より鳥取へ土屋相模守の申し渡しを伝える。22日、江戸にて幕府勘定奉行松平美濃守による竹島に関する問い合わせへの回答を行う（6月22日、補足の回答提出）。

5月26日、江戸よりの朝鮮人長崎移送に関する指示（13日江戸発）が鳥取へ伝えられる。29日、朝鮮人が米子より鳥取へ向け出発し、6月1日、鳥取へ到着、荒尾大和宅へ宿。翌2日、家老らが朝鮮人に面会し、その後朝鮮人は町会所へ移される。4日、池田辰之助（のちの西館池田清定）が朝鮮人見物のため、町会所を訪問。7日、長崎まで朝鮮人を陸路にて護送。30日、朝鮮人一行、長崎へ到着する。7月18日、護送の藩士が長崎より帰藩する（以上、「控帳」、「御用人日記」、「竹嶋之書附」）。

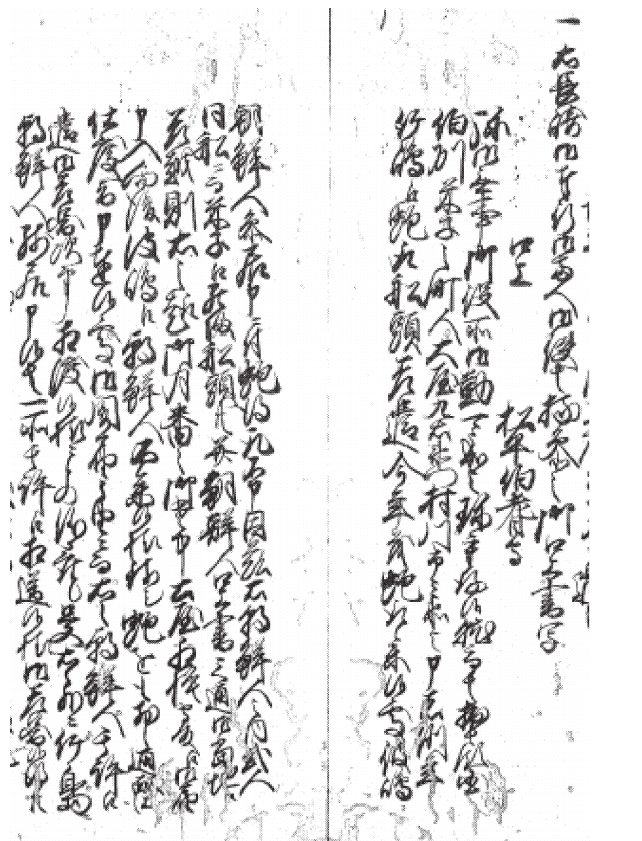
史料4 「御用人日記」5月15日条。老中土屋相模守による連行朝鮮人への対処指示。
土屋は朝鮮人の長崎移送、竹島（鬱陵島）に残る朝鮮人の追い出しを命じる



翻刻文は次のページ→

一、伯州米子町人大屋九右衛門・村川市兵衛、例年竹嶋江船頭共為致渡海鮑取せ申候。去年渡海之處、朝鮮人罷有獵仕付、鮑取事不成罷帰候処、又今歳渡海候得は、朝鮮人獵仕罷有候故、鮑取不申二付、彼朝鮮人之内、通詞老人外老人以上兩人、同船にて米子へ罷帰候。因茲御国御家老より右之趣以飛脚被申越候。就夫、今月十日、早々御聞役を以御月番御老中土屋相模守様江朝鮮人口上書、同持参之さすが、懷中之書付三通、并村川・大屋船頭之口上書共被遣、段々御老中江右之趣被仰入置候処、御聞届被成由にて、同十三日御月番土屋相模守様江御家来被為呼候付、吉田平馬参上候処、彼朝鮮人長崎江被遣、御奉行衆段々之子細被仰達御渡可被成旨被仰渡候。為御請小谷伊兵衛被遣之。但、朝鮮人口上書其外之品々相模守様江被留置候。且又、竹嶋江残居申朝鮮人も一所二長崎江被遣候様被仰渡候処、平馬申上候は、竹嶋と申所江は輕渡海難成所にて御座候。例年二、三月渡海仕、五、六月之頃帰帆之外ハ渡海難成候。其上、村川・大屋船頭竹嶋より罷帰候節、朝鮮人も可罷帰躰御座候間、最早朝鮮人彼嶋居申間敷由、段々申上候得は、御聞届被成由被仰也。

史料5 「御用人日記」5月16日条。長崎在番中の長崎奉行川口掇津守・山岡対馬守への口上書案文



一、右長崎御奉行御兩人御使者持参之御口上書写
 口上
 松平伯耆守
 弥御無事御役所御勤可被成と珍重存候。就ては拙者兩國伯州米子之町人大谷九右衛門・村川市兵衛と申者、例年竹嶋江鮑取、船頭差遣、今年も鮑取参候処、彼嶋朝鮮人参居申二付、鮑得取不申、因茲、右朝鮮人之内式人、同船にて米子江罷帰、船頭共、并朝鮮人口上書之通、御当地ニ差越、則右之趣御月番之御老中土屋相模守殿江御届申入、向後彼嶋江朝鮮人不参候様致シ、鮑をもおし通、献上も仕度旨申達候処、御聞届之由にて、右之朝鮮人其許江遣御差図次第相渡候様ニとの儀御座候。且又、右之朝外二竹島ニ朝鮮人残居申候者一所其許江相送候様御差図候得共（後略）

史料6 5月22日、幕府勘定奉行松平美濃守へ提出した竹島渡海に関する回答書（「竹嶋之書附」）。
竹島の帰属に関する質問に対し、「竹嶋は離嶋にて人住居は不仕候。尤伯耆守支配にて無
之候」と回答

元禄六年五月廿二日 御勘定頭松平美濃守殿江差出
候書付写

一、伯耆国米子より竹嶋渡海凡百六十里程有之由
例年米子出船、出雲江参、隠岐国江致渡海候
渡り米子より直竹嶋渡候儀成不
村川市兵衛・大屋九右衛門御当地江罷越、御目
見被仰付候節、竹嶋砲献上仕候。

一、竹嶋にて砲取候運上は無之候。伯耆守献上之砲
も、右両人之町人共手前より相調差出申候。

一、竹嶋にて海驛取候て、彼地にて油仕取帰候て商
売仕候。

一、竹嶋ははなれ嶋にて人住居は不仕候。尤伯耆守
支配所にて無之候。

右之通にて御座候。

一、竹嶋渡海之儀、委細爰元にて相知不申候。

一、竹嶋渡海付、御朱印は無之様覚申候。併相尋従
是可申上候。併御奉書之写も爰元ニ無之候。

一、竹嶋江渡海之船ニ御紋之船印相立候儀、爰元ニ
て相知不申候。

一、村川市兵衛・大屋九右衛門御当地江罷下候儀、
何ヶ年一度罷越候哉。其段爰元にて慥相知不申候。
右之通国元江申遣、追而可申上候。以上

五月廿二日